

## 処遇改善計画書の変更に係る届出について

### 1 変更に係る届出書について

障がい福祉サービス事業者等は、加算を算定する際に提出した福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書に変更（次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の①から⑤までに定める事項を記載した別紙様式4の変更に係る届出書と該当する別紙様式を提出する必要があります。

また、⑥に係る変更のみであった場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した変更届出書をあわせて提出すること。

変更事項	別紙様式	
	2-1	2-2
①会社法の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位	○	—
②複数の障がい福祉サービス事業所等を一括して申請する事業者に関する事業所等の数に増減（新規指定、廃止など）	○	○
③キャリアパス要件ⅠからⅢまでの適合状況（算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。）	○	○
④キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）の適合状況＋算定する処遇改善加算の区分 （喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合も含む）	○	○
⑤処遇改善加算の区分変更、新規に算定	○	○
⑥就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）	—	—

### 2 提出期限について

(1) 新設の指定事業所

指定を受ける月の前々月の末日まで

(2) 既存の指定事業所

変更後の内容で加算を算定する月の前月15日まで

### 3 届出書類

別紙様式4 変更に係る届出書

（変更理由①～⑤に応じて）別紙様式2-1、2-2

加算届（様式第5号）

体制状況一覧表（別紙1）